平成26年度裁判所職員採用総合職試験公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成26年度裁判所職員採用総合職試験について、次のとおり告知する。

平成26年4月1日　最高裁判所

第1　試験の名称及び区分

1　試験の名称

⑴　平成26年度裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）（以下、「総合職院卒試験」という。）

⑵　平成26年度裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）（以下、「総合職大卒試験」という。）

2　試験の区分

総合職院卒試験及び総合職大卒試験は、次のように区分する。

⑴　法律・経済区分

⑵　人間科学区分

第2　対象官職

1　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分

裁判所事務官の官職（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第6号。以下「規則」という。）に規定する標準的な官職が裁判所事務官である職制上の段階に属する官職をいう。以下同じ。）のうち、主として政策の企画立案等の高度の知識、技術又は経験を必要とする業務に従事することを職務とする官職

2　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分

規則に規定する標準的な官職が家庭裁判所調査官補である職制上の段階に属する官職

第3　給与

1　総合職院卒試験

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する行政職俸給表㈠（以下、「行政職俸給表㈠」という。）の2級11号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

2　総合職大卒試験

この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表㈠の2級1号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第4　受験資格

1　総合職院卒試験

昭和59年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

⑴　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成27年3月31日までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みがある者

⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格を有すると認める者

2　総合職大卒試験

⑴　昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

⑵　平成5年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成27年3月31日までに大学を卒業する見込みがある者

イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者

3　欠格事由

1及び2の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

第5　受験の特例

総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分の受験者は、申込みに際して、併せて平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験者としての取扱いを希望することができる。

第6　試験の種目並びに出題分野及び内容等

1　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分

⑴　第1次試験　基礎能力試験及び専門試験とする。

ア　対象者　受験申込者全員

イ　方法

㋐　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

㋑　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。

a　憲法

b　民法

c　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する1科目

(a)　刑法

(b)　経済理論

ウ　試験期日　平成26年6月1日（日）

エ　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、静岡市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、金沢市、広島市、山口市、岡山市、松江市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、札幌市、釧路市、高松市及び松山市

オ　第1次試験合格者発表　平成26年6月17日（火）に、第1次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

⑵　第2次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験とする。ただし、⑴の受験の特例希望者については、一般職試験（大卒程度試験）における合否判定用として、論文試験を加える。

ア　対象者　第1次試験の合格者。ただし、イの㋐のaの(a)及びd並びにイの㋑のaの(a)及びdの筆記試験については、第1次試験の有効受験者に対して行う。

イ　方法

㋐　総合職院卒試験の法律・経済区分

a　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。

(a)　憲法

(b)　民法

(c)　刑法

(d)　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する1科目

民事訴訟法又は刑事訴訟法

b　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

c　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

d　論文試験　文章による表現力及び課題に関する理解力について、記述式による筆記試験を行う。

㋑　総合職大卒試験の法律・経済区分

a　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。

(a)　憲法

(b)　民法

(c)　刑法

b　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

c　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

d　論文試験　文章による表現力及び課題に関する理解力についての記述式による筆記試験を行う。

ウ　試験期日

㋐　専門試験の憲法及び論文試験　平成26年6月1日（日）

㋑　専門試験（憲法を除く。）及び政策論文試験　平成26年6月21日（土）

㋒　人物試験　平成26年6月25日（水）から同年7月7日（月）までの間で、第1次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

エ　試験地

㋐　専門試験、政策論文試験及び論文試験　第1次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第1次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

㋑　人物試験　次の表の「第1次試験試験地」に掲げる地で第1次試験を受験した者の試験地は、「第1次試験試験地」の区分ごとに同表の「試験地」に定める地とする。